

越谷市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

平成26年3月20日市長決裁

(趣旨)

第1条 市は、越谷市立図書館（以下「図書館」という。）等に配架する雑誌のカバー等を広告スペースとして活用することにより、民間企業等に情報発信の場を提供するとともに、新たな財源を確保し図書館サービスの充実を図るための制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）を実施する。

2 雑誌スポンサー制度の実施に関しては、越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館等 図書館、北部市民会館図書室、南部図書室及び市民活動支援センター中央図書室をいう。
- (2) スポンサー 雑誌スポンサー制度を利用して広告を掲載する企業、商店、団体等をいう。

(広告媒体)

第3条 この要領の対象となる広告媒体は、図書館等に配架する雑誌の最新号に掛けるカバー（以下「カバー」という。）及び雑誌書架扉（閲覧用の案内板を含む。以下同じ。）とする。

2 スポンサーは、図書館長が別に指定する雑誌及び図書館等の中から、広告掲載を希望する雑誌及び配架希望場所を選定するものとする。ただし、図書館等内における当該雑誌の配架位置は、図書館長が決定するものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載規格は、縦16センチメートル、横13センチメートル以内とし、片面印刷とする。

2 広告の掲載位置は、原則として、カバー表面の底辺上部中央及び雑誌書架扉中央とする。

3 広告の内容は、図書館等の公共性を損なわないものであって、スポンサーの名称等同一のものを用いるものとする。

4 広告の原稿は、スポンサーが作成し、破損・汚損等のため、広告を修復する必要がある場合は、スポンサーの負担により速やかに修復するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として、掲載を開始した日から当該年度末までとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、図書館のホームページ等により随時行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、要綱第7条の定めにかかわらず、この要領において定める第1号様式に広告の原稿及び企業等の概要が分かる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 申込者は、蔵書整理、災害その他の理由により図書館等が臨時に閉館となる場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

3 一つのスポンサーが広告を掲載できる雑誌は、同一年度内で10誌を限度とする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を要綱第8条第2項の定めにかかわらず、この要領において定める第2号様式により、当該申込者に通知するものとする。

(広告内容の変更)

第9条 スポンサーは、広告の内容を変更しようとするときは、変更後の広告の原稿を市長に提出するものとする。

2 広告内容の変更は、掲載期間中2回までとする。

(広告掲載中止の届出)

第10条 スポンサーは、広告の掲載を中止しようとするときは、当該広告の掲載を中止しようとする日の1月前までに、書面により市長に届け出なければならない。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、広告を掲載する雑誌の購入費用とする。

2 第8条第2項の規定により掲載決定の通知を受けた者は、市長の指定する期日までに、掲載期間に係る広告掲載料の総額を一括して市に納付しなければならない。

3 広告掲載料の納付後に、広告を掲載する雑誌の価格等に変動が生じた場合であっても、広告掲載料の追加徴収、返金等を行わないものとする。

4 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、スポンサーの責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなったときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年3月20日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

越谷市立図書館雑誌スポンサー申込書

年 月 日

越谷市長 宛

住所（所在地）

企業等の名称

代表者の役職

氏名 印

越谷市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。なお、申込みにあたっては、越谷市広告掲載に関する要綱及び越谷市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領の内容を遵守します。

記

広告掲載を希望する雑誌名	配架希望場所

広告掲載希望期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

添付書類

- ①広告原稿、②企業等の概要が分かる書類

〈連絡先等〉

担当者部署・氏名

電話番号 FAX

E-mail

ホームページ URL

第2号様式（第8条関係）

越谷市立図書館雑誌スポンサー決定通知書

年 月 日

様

越谷市長

印

越谷市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第8条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 広告掲載の可否

申込みのあった広告掲載について次のとおり決定しました。

掲載決定

掲載不可

掲載不可の理由 広告枠が空いていない（掲載期間の変更が必要）

越谷市広告掲載に関する要綱第3条に抵触する

おそれがあるため

その他（ ）

2 広告を掲載する雑誌名及び配架場所

雑誌名	配架場所

3 広告掲載期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

4 掲載料の納付期限

別途、納入通知書を発行しますので、納入通知書に記載されている期限内に納付をお願いします。